

門川町地域おこし協力隊募集支援業務委託
公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

この実施要領は、門川町地域おこし協力隊募集支援業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により審査及び評価するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名
門川町地域おこし協力隊募集支援業務委託
- (2) 業務内容等
別添「門川町地域おこし協力隊募集支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務対象範囲
門川町内
- (5) 業務に要する費用（提案上限額）
3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、この金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。
- (6) 担当課
門川町地域振興課 にぎわい創出係
〒889-0696 門川町平城東1番1号
電話番号：0982-63-1140（代表） FAX 番号：0982-63-1356
電子メールアドレス：ijyu@town.kadogawa.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。なお、参加資格基準日は、本実施要領の公表から本業務委託契約を締結するまでの間とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（第16条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者。
- (2) 本業務における門川町での競争入札参加資格を有している者又は競争入札参加資格を有していない者については、受託候補者となった場合に参加資格者名簿に登録できる者であること。
- (3) 契約締結までの間に、本町より指名停止及び指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者。
- (4) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び門川町暴力団排除条例（平成23年門川町条例第16号）に規定する暴力団でない者又は暴力団員が役員等の地位にないもの若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及

- び破産手続開始の決定を受けていない者。
- (8) 国税及び地方税において滞納のないこと。
 - (9) 宮崎県内に本社又は支店、営業所のある者。
 - (10) 過去5年間に、他自治体等で仕様書「6 業務内容」に掲げる業務内容と同種又は類似業務の履行実績があること。

4 実施スケジュール

実施スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、各項目の日程については、審査委員の都合等に合わせて適宜調整できるものとする。

実施内容	日時
公募開始日	令和8年6月22日(月)
質問の受付期限	令和8年6月29日(月)17時
質問の回答期限	令和8年7月3日(金)17時
参加申込期限	令和8年7月8日(水)17時
企画提案書提出期限	令和8年7月16日(木)17時
審査委員会(プレゼンテーション審査)	令和8年7月30日(木)午後
審査結果通知	令和8年8月上旬
契約締結	令和8年8月中旬

5 質問の受付及び回答

本実施要領等に関して質問がある場合は、質問書(様式第3号)に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答しないものとする。

- (1) 受付期限
令和8年6月29日(月)17時まで
- (2) 提出先メールアドレス
本実施要領2(6)に示す担当課と同一とする。
※提出した際は必ず電話にて連絡をすること。
- (3) 回答方法
質問の回答は令和8年7月3日(金)17時までに全質問に対する回答を、門川町公式ホームページにて公開する。その際、企業名は公表しない。なお、意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものについては、回答しないことがある。

6 参加方法

本業務に参加する意思のある者は、下記のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書(様式第1号)
 - ② 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) 提出期限
令和8年7月8日(水)17時必着
- (3) 提出場所
本実施要領2(6)に示す担当課と同一とする。
- (4) 提出方法
郵送又は持参(いずれの方法でも提出期限内必着とする。)
 - ① 持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日(以下「休日」という。)を除く8時30分から17時15分までとする。

- ② 郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により書類等が提出先に到着しなかったことに対して異議申立てはできない。

7 企画提案書について

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案に係る提出物

提出書類名	留意事項	部数
企画提案書	任意様式。企画提案書には、仕様書に基づく業務内容で、理解しやすいよう工夫すること。	ホチキス留め10部 (通しページを記載すること)
会社概要	任意様式で可とする。企業パンフレット、冊子等も可とする。	
業務実施体制調書	様式第4号	
業務実績調書	様式第5号	
配置予定者の業務実績等調書等	様式第6号	
業務スケジュール	任意様式で可とする。	
添付資料 ・見積書(様式第7号) 本実施要領2(5)業務に要する費用(提案上限額)に示した金額を超えないこと。		1部

- (2) 提出期限
令和8年7月16日(木)17時必着
- (3) 提出先
本実施要領2(6)に示す担当課と同一とする。
- (4) 提出方法
本実施要領6(4)に示す提出方法(参加方法)と同じ。

8 留意事項

- (1) 企画提案は、1事業者につき1案とする。
- (2) 仕様書及び別紙「門川町地域おこし協力隊募集支援業務委託プロポーザル評価基準」の内容を踏まえ、実施方針及び具体的な内容について記載すること。
- (3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (4) 提出書類の差替及び再提出は原則認めない。
- (5) 提出書類の返却は行わない。

9 プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
- ① 提出期限を過ぎて提出書類を提出した場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④ 本実施要領に違反することが認められた場合
 - ⑤ 審査委員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合
 - ⑥ 他の企画提案者と提案内容について打ち合わせを行った場合
 - ⑦ 受託者選定終了までに他の企画提案者に対して応募提案内容を意図的に開示した場合

- ⑧ その他、審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合
- (2) 著作権・特許権等
提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

10 選定及び提案評価に係る事項

選定は、門川町地域おこし協力隊募集支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が、提案に関するプレゼンテーションの審査及び評価（非公開）を行い決定するものとする。

- (1) 審査委員会
- ① 開催日時 令和8年7月30日（木）午後 ※時間については別途通知
 - ② 開催場所 門川町役場 3階会議室
 - ③ 企画提案の所要時間
プレゼンテーション 20分
質疑応答 10分
 - ④ 留意事項
ア 審査委員会への出席者は3名以内とする。
イ プロジェクターとスクリーンは、門川町で準備するが、パソコンは企画提案者が持参すること。また、パソコンはHDMI端子による出力に対応していること。
ウ 他の企画提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
エ 指定時間に遅れた場合は、審査委員会への参加を認めない。
オ プレゼンテーションは、企画提案書に基づき行うこととするが、審査委員に分かりやすく伝えるためのプレゼンテーション用データの作成は可とする。ただし、提案内容を変更する内容のものは認めない。
- (2) 評価
別紙「門川町地域おこし協力隊募集支援業務委託プロポーザル評価基準」により評価を行うものとする。
- (3) 受託候補者の選定
- ① 企画提案書及びプレゼンテーションの評価の合計得点が最も高い者を受託候補者に決定し、次に得点の高かった者を次点の受託候補者とする。
 - ② 最高得点者が2人以上ある場合は、見積金額の低い者を受託候補者とする。
なお、見積金額が同額である場合は、審査委員の多数決により決定する。
 - ③ 審査委員会において最低基準（基準点合計の6割）を設けることとし、最低基準を満たさなかった場合は、選定対象外とする。
 - ④ 企画提案者が1者のみの場合も審査を行い、最低基準を満たす場合に限り、受託候補者とする。
- (4) 審査結果の通知
審査結果は、すべての企画提案者に電子メールにて通知する。また町ホームページ上で「受託候補者の名称」を公開する。

11 受託候補者選定後の手続等

- (1) 受託候補者との協議
受託候補者となった者と、業務内容の詳細について協議を行う。この場合、必要に応じて受託候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において、修正を求めることができる。なお、受託候補者との協議が整わない場合は、次点の受託候補者と協議を行うこととする。

(2) 契約の締結

受託候補者との協議後、門川町財務規則（昭和 41 年 3 月 15 日規則第 4 号）に基づき、業務委託契約を締結する。なお、参加資格者名簿に未登録の者が受託候補者となった場合は、速やかに指名競争入札参加資格審査申請に係る書類を提出すること。

(3) その他

受託候補者の選定後、特別な事情により業務委託契約を締結しない場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式第 8 号）を提出すること。